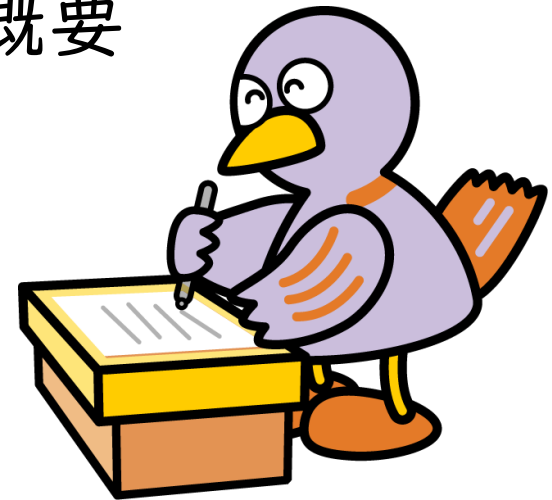


飼養衛生管理者研修 ～ 総論編 ～

埼玉県農林部畜産安全課
家畜衛生担当

研修内容

- 1 家畜伝染病予防法
- 2 飼養衛生管理基準
- 3 主な家畜伝染病とその概要



1. 家畜伝染病予防法

I 家畜伝染病予防法

【目的】

家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止により畜産の振興を図る

発生予防

発生予防対策

- ・畜舎等への消毒設備の設置（第8条の2）
- ・家畜集合施設の制限（第12条）

農場での飼養衛生管理の徹底

- ・飼養衛生管理基準の徹底（第12条の3）
- ・飼養衛生管理状況の定期報告（第12条の4）

水際対策の徹底（第36条～第46条の4）

- ・動物、畜産物等の輸出入検疫
- ・入国者の携帯品の消毒等

まん延防止

伝染病の早期発見

- ・患畜等の届出義務（第13条）
- ・特定症状を呈する家畜の届出義務（第13条の2）

まん延防止措置（第14条～第35条）

- ・患畜等のと殺、殺処分
- ・死体、汚染物品の焼却、埋却
- ・発生農場周辺の通行制限
- ・家畜等の移動制限、搬出制限
- ・消毒ポイントの設置
- ・指定家畜の予防的殺処分

Ⅰ 家畜伝染病予防法

【対象疾病と対象家畜】

- 家畜伝染病

法第2条

牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏、あひる、うずら、蜜蜂、
政令で定めるその他の家畜

施行令第1条

水牛、鹿、いのしし、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

- 届出伝染病

施行規則第2条

上記のほか、犬、うさぎ



Ⅰ 家畜伝染病予防法

【家畜の監視伝染病】

家畜伝染病(法定伝染病):28種

- ・ 牛疫
- ・ 牛肺疫
- ・ 口蹄疫
- ・ 流行性脳炎
- ・ 狂犬病
- ・ 水疱性口内炎
- ・ リフトバレー熱
- ・ 炭疽
- ・ 出血性敗血症
- ・ ブルセラ症
- ・ 結核
- ・ ヨーネ病
- ・ ピロプラズマ症
- ・ アナプラズマ症
- ・ 伝達性海綿状脳症
- ・ 鼻疽
- ・ 馬伝染性貧血
- ・ アフリカ馬疫
- ・ 小反芻獣疫
- ・ 豚熱
- ・ アフリカ豚熱
- ・ 豚水疱病
- ・ 家きんコレラ
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ
- ・ 低病原性鳥インフルエンザ
- ・ ニューカッスル病
- ・ 家きんサルモネラ症
- ・ 腐蛆病

※赤字:特定家畜伝染病(8種)

届出伝染病:71種

- ・ アカバネ病
- ・ 牛伝染性リンパ腫
- ・ オーエスキー病
- ・ 豚丹毒
- ・ 豚流行性下痢
- ・ 豚繁殖・呼吸障害症候群
- ・ 馬インフルエンザ 等

2. 飼養衛生管理基準

2 飼養衛生管理基準

【家畜伝染病予防法第12条の3】

- ・ 農林水産大臣は、政令で定める家畜※について、その飼養規模の区分に応じ、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し**家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）**を定めなければならない。
- ・ 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

※飼養衛生管理基準を定めるべき家畜（法施行令第4条）
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、
うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

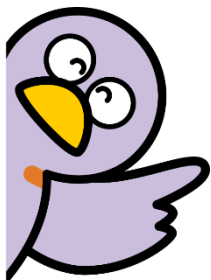
2 飼養衛生管理基準

- 家畜の飼養者は、その飼養規模に応じ、定められた基準を守らなければならない
 - － 豚等（豚、いのしし） 40事項
 - － 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊 38事項
 - － 鶏その他家きん 35事項
 - － 馬 28事項
- 適正に行われていないと、指導、助言、勧告、命令、公表
- 規定される事項
 - I 家畜防疫に関する基本的事項
 - II 衛生管理区域への病原体の侵入防止
 - III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
 - IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

2 飼養衛生管理基準

【重点事項】

- 家畜の所有者の責務の徹底
- 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底
- 衛生管理区域の適切な設定
- 衛生管理区域の出入口における車両消毒の実施
- 記録の作成及び保管
- 畜舎ごとの専用の衣服・靴の設置及び使用、手指の洗浄消毒（豚、家きん）
- 野生動物侵入防止対策の徹底（豚、家きん）
- 特定症状が確認された場合の早期通報
- 埋却地等の準備



詳しくは、畜種ごとの資料をご確認ください！

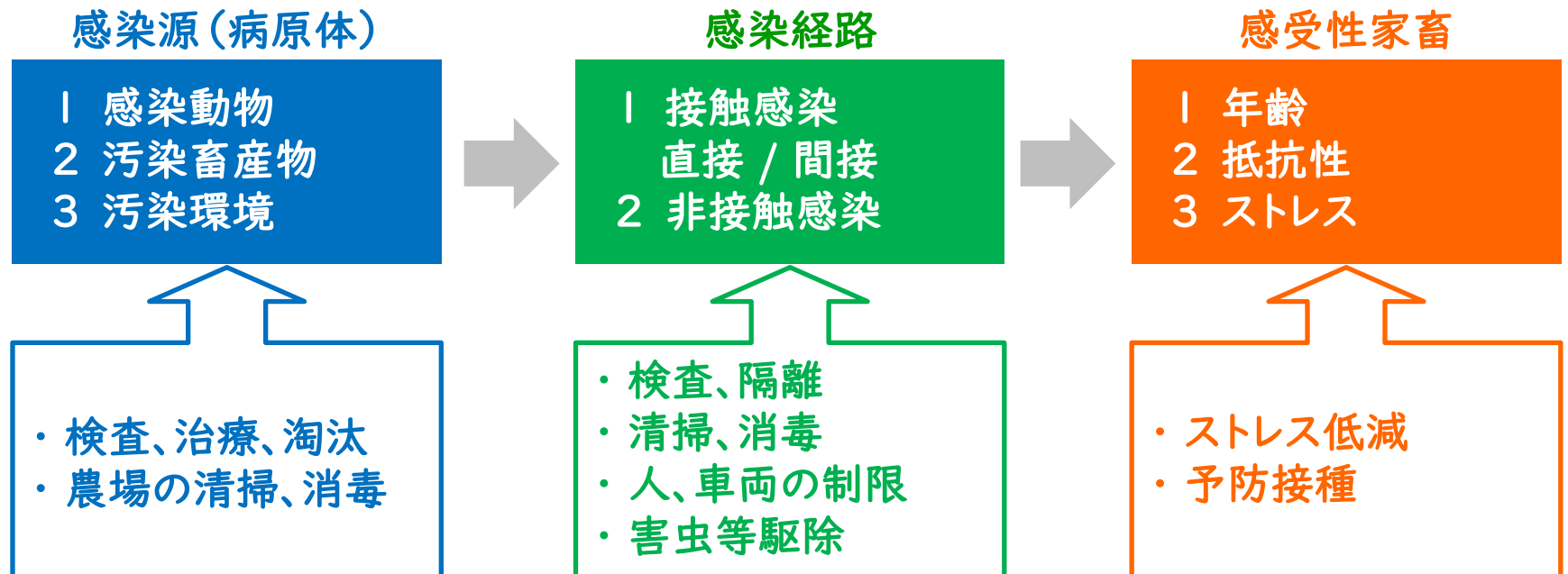
2 飼養衛生管理基準

【家畜を伝染性疾病から守るために…】

■ 伝染性疾病の感染が成り立つ条件

- 1 病原体が存在する(感染源がある)こと
- 2 家畜への感染経路があること
- 3 病原体を受け入れる家畜(感受性家畜)がいること

⇒ 飼養衛生管理基準の遵守により、このうちひとつでも無くせば、伝染性疾病は予防できます



3. 主な家畜伝染病とその概要

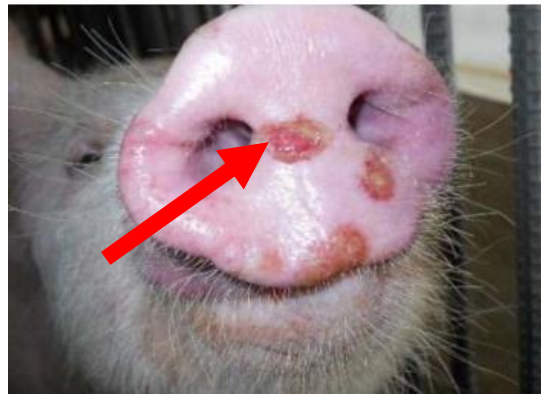
口蹄疫 (Foot and mouth disease:FMD)

対象家畜：牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし

- 口蹄疫ウイルスにより牛、豚などが感染し、**伝播力が非常に強い**のが特徴。
- 発熱や食欲不振に始まり、**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳頭等に水ぶくれ**や**潰瘍**がみられる。
- 現在国内において発生はなく、平成23年に「ワクチン非接種口蹄疫清浄国」として認定されているが、韓国や中国等の周辺諸国で発生が確認されており、**国内への侵入リスクは高い**状況である。



泡状のよだれ(牛)



鼻の潰瘍(豚)



蹄冠部皮膚の潰瘍(豚)

伝達性海綿状脳症

(Transmissible Spongiform Encephalopathy: TSE)

対象家畜：牛、水牛、鹿、めん羊、山羊

牛海綿状脳症 (BSE)

スクレイピー (めん羊・山羊) 鹿慢性消耗病 (CWD)

- 脳内に異常プリオン蛋白質が蓄積することにより発症する、神経性の病気。
- 牛に感染すると脳の組織がスポンジ状になり、音や接触に過敏に反応したり、運動失調を示して死亡。
- 感染牛の脳や脊髄などを原料とした飼料が原因で、英国などを中心に感染が広がり、日本でも2001年9月以降、2009年1月までに36頭の感染牛を確認。
- 月齢に関係なく、特定症状・起立不能・BSEを疑う症状のあった死亡牛は検査が実施されている。

豚熱 (Classical swine fever:CSF)

対象家畜：豚、いのしし

- 豚熱ウイルスにより起こる熱性伝染病で、**強い伝染力**と**高い致死率**が特徴。
- 特徴的な症状がなく、気がつきにくい病気であるため、**発熱・元気消失・うずくまり・紫斑・結膜炎等**のいつもと違う症状がみられたら、家畜保健衛生所に連絡。
- 日本では、平成30年9月に26年ぶりに養豚場での発生が確認されて以降、これまでに23都県96事例の発生が確認されている。(令和7年3月14日時点)
- ワクチン接種のみでは農場へのウイルス侵入を感染に防ぐことはできないため、**衛生管理が重要**である。



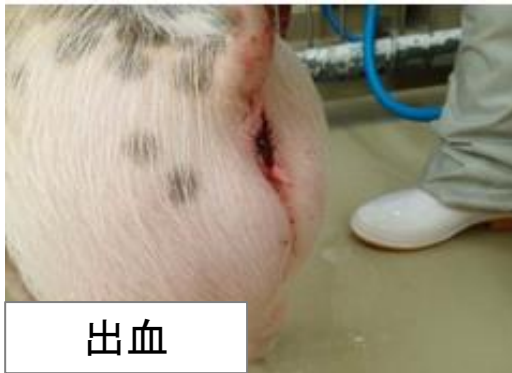
アフリカ豚熱 (African swine fever: ASF)

対象家畜: 豚、いのしし

- アフリカ豚熱ウイルスの感染による、**発熱**や**全身の出血性病変**を特徴とする伝染病。
- 有効なワクチンや治療法はなく、**致死率が非常に高い**。
- アフリカでは常在的に、**韓国などのアジアで流行が拡大**している。
- 日本ではこれまで本病の発生は確認されていないが、海外からの旅行者が持ち込んだ豚肉製品から本病のウイルスが検出される事例がある。



元気消失



出血



チアノーゼ

高病原性鳥インフルエンザ (Highly pathogenic avian influenza: HPAI)

低病原性鳥インフルエンザ (Lowly pathogenic avian influenza : LPAI)

対象家畜：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

○ A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥類の疾病。

○ HPAIウイルスの感染では、家きんの多くが**急死**する。

一方、LPAIウイルスの感染では、軽い呼吸症状や症状を示さない場合もある。

○ **人獣共通感染症**

○ 日本では、令和2年シーズンから毎シーズン発生が確認されている。

令和6年シーズンは14道県51事例の発生があり、約932万羽が殺処分された。

(令和7年3月14日時点)



JICA HP から転載



Foreign Animal Diseases から転載



農研機構 動物衛生研究部門

【参考】埼玉県内の伝染性疾病発生状況

疾病	発生状況
ヨーネ病	牛：令和元年度に県内全域で清浄化を達成。 めん山羊：令和元年度に山羊で発生が確認され、淘汰。
牛伝染性リンパ腫	と畜場での摘発を主として発生がある。
牛ウイルス性下痢	令和元年、3年の全頭検査においてPI牛を摘発、淘汰した。
牛伝染性海綿状脳症	平成13年 と畜場摘発（群馬県産）
豚熱	令和元年 5事例 約7,600頭を殺処分 令和3年 他県での発生に伴う疑似患畜の確認（15頭殺処分）
オーエスキー病	令和元年に県内全域がステータスⅢ以上を達成。
豚流行性下痢	平成30年以降の発生はない。
高病原性鳥インフルエンザ	令和3年 1事例 約1.6万羽 令和4年 4事例 約45.8万羽 令和5年 1事例 約4.5万羽 令和6年 1事例 約2千5百羽
馬インフルエンザ	平成19年度に2戸3頭で発生。それ以降の発生はない。